



下松労働基準監督署管内の労働災害発生状況

下松署お知らせHP



厚生労働省

令和7年12月末現在

年度・程度別	令和7年		令和6年		対前年比	
業種別	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業合計	1	117	1	130	-13	-10.0%
製造業小計	1	32	0	32	0	±0
食料品製造業	0	3	0	2	1	+50.0%
繊維工業	0	0	0	0	0	±0
衣服その他の繊維業	0	0	0	0	0	±0
木材・木製品製造業	0	3	0	0	3	+∞
家具・装備品製造業	0	1	0	0	1	+∞
パルプ・紙・加工品製造業	0	1	0	1	0	±0
印刷製本業	0	0	0	0	0	±0
化学工業	0	2	0	2	0	±0
窯業・土石製品製造業	0	1	0	0	1	+∞
鉄鋼業	0	5	0	5	0	±0
非鉄金属製造業	0	0	0	1	-1	-100.0%
金属製品製造業	0	5	0	7	-2	-28.6%
一般機械器具製造業	1	3	0	3	0	±0
電気機械器具製造業	0	0	0	1	-1	-100.0%
輸送用機械器具製造業	0	6	0	7	-1	-14.3%
電気・ガス・水道業	0	0	0	0	0	±0
その他の製造業	0	2	0	3	-1	-33.3%
鉱業小計	0	0	0	0	0	±0
建設業小計	0	16	0	18	-2	-11.1%
土木工事業	0	4	0	4	0	±0
建築工事業	0	5	0	9	-4	-44.4%
木造家屋建築工事業	0	2	0	4	-2	-50.0%
その他の建設業	0	7	0	5	2	+40.0%
運輸交通業小計	0	12	0	13	-1	-7.7%
鉄道・軌道・水運・航空業	0	0	0	0	0	±0
道路旅客運送業	0	1	0	1	0	±0
道路貨物運送業	0	10	0	12	-2	-16.7%
その他の運輸交通	0	1	0	0	1	+∞
貨物取扱業小計	0	0	0	1	-1	-100.0%
陸上貨物	0	0	0	1	-1	-100.0%
港湾運送業	0	0	0	0	0	±0
農林業小計	0	2	0	0	2	+∞
農業	0	0	0	0	0	±0
林業	0	2	0	0	2	+∞
畜産・水産業小計	0	0	0	1	-1	-100.0%
第3次産業小計	0	55	1	65	-10	-15.4%
商業小計	0	22	0	30	-8	-26.7%
卸売業	0	4	0	3	1	+33.3%
小売業	0	16	0	24	-8	-33.3%
その他の商業	0	2	0	2	0	±0
金融広告業	0	2	0	1	1	+100.0%
映画・演劇業	0	0	0	0	0	±0
通信業	0	1	0	1	0	±0
教育・研究業	0	1	0	2	-1	-50.0%
保健衛生業小計	0	13	1	18	-5	-27.8%
社会福祉施設	0	8	1	9	-1	-11.1%
接客娯楽業	0	7	0	3	4	+133.3%
清掃・と畜業	0	5	0	6	-1	-16.7%
官公署	0	0	0	0	0	±0
その他の事業	0	4	0	4	0	±0

※1 新型コロナウイルス感染症への罹患を除く。※2 死傷者数は休業4日以上のもの。



下松労働基準監督署管内の労働災害発生状況

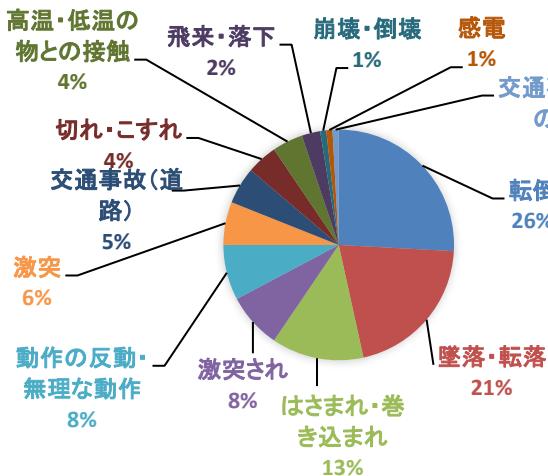
厚生労働省

令和7年12月末現在

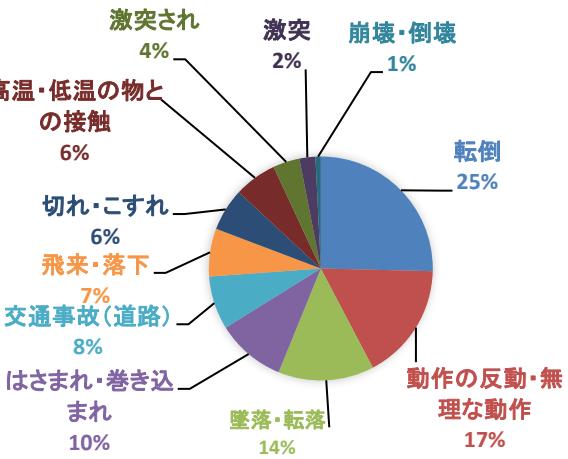
年度・程度別		令和7年		令和6年		対前年比	
事故の型別トップ3 (速報)		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
1	転倒	0	30	0	33	-3	-9.1%
2	墜落・転落	0	24	0	18	6	+33.3%
3	はさまれ・巻き込まれ	1	15	0	13	2	+15.4%
(参考)	新型コロナウィルス感染	0	2	0	5	-3	-60.0%

事故の型別労働災害発生状況

事故の型別 (令和7年12月末)



事故の型別 (令和6年12月末)



お知らせ

1. クレーンによる接触災害防止について

令和7年12月に当署管内の工場において、天井クレーンでつり上げた荷と他の荷との間に労働者がはさまれ、死亡するという労働災害が発生したところです。

本件労働災害は、基本的な安全行動、安全確認等が徹底されていれば、十分防げたものであり、特に表示や合図が適切に行われていなかったことに原因があります。

クレーンを使用する事業場や玉掛け作業を行う事業場で働く皆様におかれましては、下記の災害防止関連資料・関連HP等にあるリーフレットを参考に災害防止対策の基本についてご確認ください。

2. 2月は化学物質管理強化月間です。

令和8年2月1日から2月28日まで「第2回化学物質管理強調月間」を実施します。

スローガン 「 憧れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方 」

「化学物質管理強調月間」は、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としております。

化学物質を使用する事業場や当該事業場で働く皆様におかれましては、下記の災害防止関連資料・関連HP等にある第2回化学物質管理協調月間実施要綱をご確認いただき、取組の推進をお願いします。

3. 災害防止関連資料・関連HP等

[1. まんがでわかるクレーン・玉掛け作業の安全衛生 \(厚生労働省2021年3月発行\)](#)

[2. 職場における新たな化学物質規制が導入されます](#)

[3. 第三管理区分の作業場での作業には、測定に基づき適切な呼吸用保護具を使用しましょう](#)

[4. 第2回化学物質管理協調月間実施要綱](#)

○ ハローワーク下松・ハローワーク柳井からのお知らせ

山口労働局ホームページからいち早く情報発信中！こちらのQRコードから、是非ご覧ください



[ハローワーク下松からのお知らせ](#)



[ハローワーク柳井からのお知らせ](#)

